

居宅介護支援事業所 御中  
介護予防支援事業所

旭川市長 今津寛介  
(福祉保険部介護保険課担当)  
(福祉保険部長寿社会課担当)

### 暫定ケアプランの取扱いについて（通知）

要介護認定の結果が要介護又は要支援のいずれになるか判断できない利用者に対し、暫定ケアプランを立案する場合においては、あらかじめ居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターが必ず相互に連携を取ることを平成28年度旭川市介護サービス事業者等集団指導において示しているところです。

しかしながら、当該事業所間での連携を行わずに立案した暫定ケアプランを実行し、その結果、想定していた要介護等認定区分と異なる要介護認定の結果を受け、このことに伴う請求に関する問い合わせの事案が散見されています。

つきましては、暫定ケアプランの取扱いに関するQ&Aを次のとおり作成しましたので、内容を確認の上、利用者の状態に適した要介護等認定区分での暫定ケアプランを立案するための包括的なアセスメントを徹底するとともに、要介護認定の結果が要介護又は要支援のいずれになるか判断できない場合においては、必ず居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが連携を図りながら暫定ケアプランを立案するようお願いいたします。

1 暫定ケアプランの取扱いに関するQ&A 別紙のとおり

2 その他

これまで、暫定ケアプランを実行した際の一連の業務の取扱いについては、「平成28年度旭川市介護サービス事業者等集団指導」並びに「令和2年度旭川市介護サービス事業者等集団指導」においての資料5-2及び資料5-2-1により主に示してきたが、一連の業務の取扱いに係る考え方を、令和5年3月22日付け旭長社第595号「旭川市におけるケアプランの変更に係る取扱いの考え方の一部変更について」で示すこととしたことから、資料5-2及び資料5-2-1の通知等を令和4年度をもって廃止する。

(連絡先)

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係  
電話 25-6485